

○花園大学個人情報適正管理規程

制 定 2001（平成 13）年 9 月 10 日

施 行 2001（平成 13）年 9 月 10 日

（目 的）

第 1 条 この規程は、本学が行う職業紹介に係る学生個人情報の適正な管理について定めることを目的とする。

（個人情報の取り扱い者）

第 2 条 個人情報の取扱者（以下「取扱者」という。）は、職業紹介業務担当者である就職課長とする。

（適正管理に関する知識の習得）

第 3 条 取扱者は、公共職業安定所からの情報提供及び指導に基づき、個人情報の適正管理に関する正確な知識の習得に努めるものとする。

2. 学長は、公共職業安定所から個人情報の適正管理に関する講習等への出席勧奨があった場合には、取扱者が出席できるよう配慮するものとする。

（本人への個人情報の開示）

第 4 条 取扱者は、学生から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。

2. 学生から本人の個人情報について訂正の請求があったときには、遅滞なく訂正するものとする。

（本人からの個人情報に係る苦情の処理）

第 5 条 学生の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合には、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をするものとする。

2. 個人情報の取り扱いに係る苦情処理担当者は、就職課長とする。

（改 廃）

第 6 条 この規程の改廃は、評議会の議を経て、学長が行う。